

中央環境審議会用意見(募集期間 8/4 まで)

宛先 [YOURIHOU@env.go.jp](mailto:YOURIHOU@env.go.jp)

件名 「容器包装リサイクル制度見直しに係わる中間取りまとめ案について」

様式

1. 住所
2. 氏名
3. 職業(会社名又は所属団体)
4. 電話番号等連絡先
5. 意見

- =====
1. 住所: 〒135-0062 東京都江東区東雲 3
  2. 氏名: 渡辺洋子
  3. 職業(会社名又は所属団体): Green・up
  4. 電話番号等連絡先:
  5. 意見
- =====

#### 〈全体意見〉

循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき発生抑制や再使用を優先させて下さい。現状の容器包装リサイクル法では全く発生抑制や再使用が進みません。発生抑制や再使用の政策目標(数値目標)を基本方針で定めて、容器包装利用事業者が発生抑制や再使用に関して取り組むべき措置を省令で定めて下さい。

また、循環型社会形成推進基本法に、明確に位置付けられた拡大生産者責任を容器包装リサイクル法においてもより一層強化することを求めます。

#### 〈個別意見〉

##### 【該当箇所】(P.10)

##### 発生抑制及び再使用の推進

##### 【意見】

循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき発生抑制や再使用を優先させて下さい。現状の容器包装リサイクル法では全く発生抑制や再使用が進みません。発生抑制や再使用の政策目標(数値目標)を基本方針で定めて、容器包装利用事業者が発生抑制や再使用に関して取り組むべき措置を省令で定めて下さい。

##### 【該当箇所】(P.10)

##### 容器包装廃棄物の有料化

##### 【意見】

リサイクル費用、収集費用は事業者が負担し製品価格に含めるべきであり、原則として、容器包装廃棄物の収集を有料化することには反対である。事業者の負担によりその費用を商品に内部化させることによって、より一層の無駄な容器包装の削減にも期待できる。

##### 【該当箇所】(P.11)

##### 市町村によるリターナブル瓶の分別回収の推進

##### 【意見】

リターナブル瓶の普及につながるため、分別基準適合物に位置付けることに賛成します。

##### 【該当箇所】(P.11)

##### 公的施設等におけるリターナブル容器の導入促進

##### 【意見】

国の庁舎、自治体庁舎、公的施設はもとより、大型施設や各種公的関与のイベント等での容器は優先的にリユース容器の使用を義務づけることが必要である。公的施設やイベントでのリユース容器の使用が促進されれば社会全体でもリユース容器使用の促進につながる。

【該当箇所】(P.11)

レジ袋等無料配布される容器包装に対する対策

【意見】

レジ袋の有料化は発生抑制に効果があると思うので賛成する。しかし、容り法の分別基準適合物に位置付けておかないとリサイクルが後退するので対象に位置づける必要がある。従って、容り法の対象外になるのであれば、事業者の自主回収を条件にすべきである。

【該当箇所】(P.12)

発生抑制や再使用に係わる業界ごとの指針や達成状況の報告

【意見】

国全体で発生抑制や再使用の政策目標(数値目標)を基本方針で定めて、容器包装利用事業者が発生抑制や再使用に関して取り組むべき措置を省令で定めて下さい。発生抑制や再使用に係わる業界ごとの指針や達成状況の報告や公表は当然行うべきことであって、発生抑制や再使用容器包装利用事業者に容器包装利用量の報告を義務づけ公表させる。再商品化義務量の算定方法を明確にするとともに再商品化義務量も公表させる。

【該当箇所】(P.13)

特定事業者の自主的取組に係る優遇措置の創設

【意見】

リターンブル容器普及のため、事業者に経済的な支援を行うべきです。財源は、分別排出や再商品化が困難な容器包装に対して再商品化委託単価を高く設定したものを充当するべきです。

【該当箇所】(P.14)

市町村及び事業者の責任範囲の見直し

【意見】

拡大生産者責任をより確実にするためにも、事業者が分別収集・選別保管の役割を担うことが必要である。

分別収集・選別保管についても、事業者の役割に変えるべきである。役割分担を変えない限り、広域的な収集や収集再商品化の一貫事業が進まず、環境負荷やリサイクルコストを減らすことはできない。

事業者による分別収集・選別保管の体制が整うまで自治体が継続するのであれば費用負担は事業者が担うべきである。そのためにも自治体のコストの明確化は必要に思う。

【該当箇所】(P.19)

店頭回収による容器包装の分別収集

【意見】

スーパー等の店頭回収の拡大、促進は大賛成である。拡大や促進程度ではなく店頭回収ボックスの義務化、回収の義務化を制度として確立していくべきだ。そのためには自主回収等で再商品化義務量の控除等で何らかのインセンティブが働く仕組み作りも必要である。

【該当箇所】(P21)

プラスチック製容器包装に係る再商品化手法

【意見】

マテリアルリサイクルとケミカルリサイクルを分けて集めることに賛成します。

【該当箇所】(P21)

プラスチック製容器包装のサーマルリカバリー

【意見】

安易なごみ焼却につながる「燃料化や熱回収」を、その他プラスチックの再商品化手法として認めることに反対します。

まずは、レジ袋の有料化などによる発生抑制を強め、マテリアルリサイクルの分別収集を工夫し、新しい技術開発によるケミカルリサイクルの多様化等を推進して、再商品化能力を高めるべきです。

【該当箇所】(P21)

再商品化に適した容器包装の設計、素材選択

【意見】

容器包装を資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に指定するなど再生利用しやすい製品の採用を義務づけるなどの施策が必要である。それにより、再商品の障害となる容器包装を抑制すべきである。

【該当箇所】(P23)

紙製容器包装の取り扱い

【意見】

紙製容器包装の再商品化義務を免除することには反対である。拡大生産者責任の考え方をないがしろにするのではな、現状のルートでの処理を継続すべきである。

【該当箇所】(P25)

ただ乗り事業者対策

【意見】

ただ乗り事業者がでないような仕組みが必要である。容器包装利用事業者に利用量、再商品化義務量、支払い金額を公表させることでただ乗り事業者を出さないようにする必要がある。

現状の自主算定による申告では大手事業者のまじめなところだけが支払って不公平感がますます大きくなるばかりである。罰則の強化も必要だとは思うが、容器包装利用事業者に利用量、再商品化義務量、支払い金額を公表することによってただ乗り事業者を出さないようにする必要がある。